

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社田所建設	代表者氏名	田所 謙二
主たる営業所の所在地	高知県安芸郡北川村野友乙530-1		
許可番号	高知県知事(特-23) 第4962号	許可を受けている建設業の種類	土、と、鋼、舗、しゅ、水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成28年11月15日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第11号該当）		
処分の内容			
<p>1 建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し</p> <p>2 取消しをする建設業</p> <p>土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業</p>			
処分の原因となった事実			
<p>同社の取締役は、道路交通法違反により、高知地方裁判所安芸支部において、懲役8月（執行猶予3年）の判決を受け、平成26年8月28日に刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第11号該当）の規定に該当する。</p>			
その他参考となる事項			